

横手市農業委員会

令和3年度 第2回

農業委員会総会議事録

令和3年4月15日

## 令和3年度 第2回横手市農業委員会総会議事録

令和3年4月15日午前10時00分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を横手市浅舞公民館に招集する。

### 記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
3. 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
4. 議案第5号 農用地利用集積計画審議について
5. 議案第6号 非農地証明願いの証明申請について
7. 報告第2号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委員氏名	出欠	議席No.	委員氏名	出欠
1	平良木 保	出	13	高瀬 俊作	出
2	木村 由美子	出	14	伊藤 亨	出
3	菅原 一太郎	出	15	高橋 尚也	出
4	佐藤 仁	出	16	佐藤 省美	出
5	堀江 一彦	出	17	佐々木 由紀子	出
6	佐藤 勇	出	18	吉田 豊	出
7	遠藤 タミ子	出	19	高橋 康弘	出
8	丹波 賢太郎	出	20	高橋 正也	出
9	小笠原 夏子	出	21	佐藤 真志子	出
10	吉田 和儀	出	22	千葉 肇	出
11	近江 清廣	出	23	齊藤 龍平	出
12	佐々木 秀一	出	24	飯野 正和	出

当日の欠席委員

## 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	高	橋	英	樹
	事務局長代理兼総務係長	塩	田	正	秋
	農地振興係長	佐	藤	正	人
	総務係副主査	鈴	木	郁	哉
	農地振興係主査	片	野	松	浩
	農地振興係副主査	佐	藤	夏	美
増田地域局					
平鹿地域局	農委事務局主査	佐	藤	雅	彦
雄物川地域局	農委事務局主査	齊	藤	勇	人
大森地域局	農委事務局主査	柴	田	正	之
十文字地域局	農委事務局主査	高	橋	美	紀子
山内地域局	農委事務局主査	藤	田		潤
大雄地域局	農委事務局主査	照	井	理	香

議長

本日の出席者数は24名であります。  
横手市農業委員会総会会議規則第11条に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第2回横手市農業委員会総会を開会いたします。

議長

日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、横手市農業委員会総会会議規則第22条第2項により、当職より指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

ご異議がないようですので、当職より  
3番 菅原 一太郎 委員  
4番 佐藤 仁 委員  
の両名を指名いたします。  
日程2、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書は2ページとなります。  
申請案件は12件です。  
「1番」から「4番」は横手地域局から、「1番」は後継者への部分贈与です。「2番」は経営移譲年金受給継続のための使用貸借権の設定です。「3番」は使用貸借権の設定による後継者への経営移譲です。「4番」は使用貸借権の設定による規模拡大です。  
3ページになります。  
「5番」は増田地域局から、「5番」は買受による規模拡大です。「6番」「7番」は大森地域局から、「6番」は秋田県家庭裁判所の審判に伴う買受による規模拡大です。「7番」は使用貸借権の設定による就農開始です。  
「8番」は十文字地域局から、「8番」は使用貸借権の設定による就農開始です。  
4ページになります。  
「9番」から「12番」は大雄地域局から、「9番」から「12番」は賃借権の設定による営農開始です。  
以上、配布しております別紙資料「農地法第3条調査書」の受付番号1番から12番に記載されているとおり、農地法第3条第2項第1号から第7号の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長

事務局からの説明が終わりました。現地調査をされました委員の皆様から、補足等がございましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

補足等がないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等を

議長	<p>お受けします。ご質問等ございませんか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第3号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「議案第3号」については許可することに決定いたします。</p> <p>日程3、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>それではご説明します。本案件は3件です。議案書6ページをご覧ください。</p> <p>「1番」は横手地域局管内からです。</p> <p>農地区分は、農用地区域内にある農地であることから「農用地区域内農地」と判断します。</p> <p>事業概要は、借受人は申請地の隣接地において、組合員と協同による農業を営む農事組合法人であり、水稻栽培の拡大に伴い、既存施設では手狭になったため、新たに水稻籾摺り乾燥施設および作業所および農業資材置き場が必要となり、今般効率性および利便性の観点から、隣接地である申請地について転用の許可申請をするものです。</p> <p>土地概要は、概ね10ha以上の一団の農地の一面にあり、東には国道13号線が、西には県道大曲横手線があり、その中間地点に位置しております。市立横手北小学校および市立横手北中学校から北へ約800mのところの位置しております。地目は登記簿、現況とも「田」となっております。また、申請地の北側には、約2mの傾斜の下に農業用水路があり、その先は、農地が連坦しております。東側は農業用水路を挟んで市道があります。南側は、借受人が農業用施設用地として利用しております。西側は水路を介して農地となっております。</p> <p>資金計画は、自己資金及び借入金および補助金「担い手確保経営強化支援事業費補助金」で対応し、残高証明書および融資証明書および補助金内示書により確認しております。</p> <p>排水計画は、農業用施設のため、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下、地下浸透させます。</p> <p>被害防除は、盛土造成は市道よりも若干申請地のほうが低いため、新設の進入路部分については、約30cmを予定しておりますが、抑え盛土工法を施し、勾配可変側溝から申請地内には、緩やかなコンクリート舗装により、土砂の崩壊など、周囲に影響が無いよう配慮します。また、申請地の中心に計画の農業用施設を建てることにより、周囲の農地に日照、通風、その他の支障が無いようにいたします。</p> <p>意見書は、秋田県南旭川水系土地改良区より差し支えない旨の意見書</p>

が提出されております。

また、横手市うるおいのあるまちづくり推進要綱に基づく開発行為について、事前協議を行っております。

また、先ほどの進入路の施工について、道路管理者である横手市より道路法 24 条の規定による道路工事施工承認がされております。

なお、申請地については、3 月 26 日付けで横手市より横手農業振興地域整備計画の変更決定公告がなされております。

現地調査は、3 月 29 日佐藤省美委員と事務局で実施しております。

本案件は、「農用地区域内農地」であります。農用地利用計画において指定された用途に供するものであるため、農地法第 5 条第 2 項ただし書の規定による農地の転用の不許可の例外に該当するものと考えます。

「2 番」は平鹿地域局からのものです。

農地区分は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」と判断します。

事業概要は、借受人は農作業の受託・請負等を行う業者で、農作業の受託の増加に伴い、保有する農業機械の台数が増え、個人から借りている格納庫では手狭となってきたため、農機具格納庫の増設が必要となり、この度、非農地の隣接地と一体での利用のため、申請地について転用の許可を申請するものでございます。

土地概要は、JR 醍醐駅から東に約 830m に位置しており、集会施設の三嶋会館から北へ約 30m に位置しております。

地目は登記簿、現況とも「畑」となっております。また、申請地の北側は農道に面しており、その先は農地が連坦しております。東側は貸渡人が、市から払い下げを受けた水路で、現況は宅地。西側は、貸渡人が農業用ハウスにより、農地として利用しております。南側は、貸渡人所有の農機具格納庫がある宅地となっております。

資金計画は、全額借入金による対応で、融資決定通知書により確認をしております。

排水計画は、農機具格納庫のため、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下させます。

被害防除は、申請地は畑のため農道との高低差が無く、盛土造成は行いませんが、隣接の農地との間には緩衝地を設け、影響が無いように配慮する計画です。

意見書は、土地改良区管轄外のため、ございません。

その他、農用地区域内に含まない、現状農地である旨、横手市より証明書が令和 3 年 3 月 22 日付で発行されております。

現地調査は、4 月 6 日佐藤勇委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第 1 種農地」ではございますが、申請地に係る農地を農業用施設などに供するものであり、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イにより、農地の転用の不許可の例外に該当するものと考えます。

つづいて 8 ページをご覧ください。

「3 番」は大雄地域局からのものです。

農地区分は、おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから「第 1 種農地」と判断します。

事業概要は、借受人は貸渡人の子の夫です。現在、妻の実家に貸渡人

事務局

夫婦および貸渡人の母と同居しておりますが、手狭なことから増築を検討いたしました。地権者からの同意を得られず、今般新たに別の場所に一般住宅等を建築するにあたり、同じ集落に接続しているため利便性が良く、無償で借り受け出来るため負担が少ないことから、申請地について申請をするものです。

土地概要は大雄地域局から南西に約 1.8 km に位置しており、申請地から市道沿いに西へ約 30m 程で大宮川幹線排水路がございます。

地目は登記簿、現況とも「畑」となっております。また、北側、西側は農地、東側は貸渡人所有の農地および親類所有の宅地に隣接し、南側は市道となっております。

資金計画は、全額借入金で対応するとのことで、融資証明書により確認済みでございます。

排水計画は、汚水・生活雑排水は合併処理浄化槽により浄化したうえで、市道の側溝に排水し、雨水排水は自然流下させます。

被害防除は、申請地は畑のため市道との高低差が無く、盛土造成はございません。隣接地との間に緩衝地を設け、周囲へ影響が無いように配慮する計画となっております。

意見書は、秋田県雄物川筋土地改良区より地区外である旨の証明を頂いております。

その他、横手市より農用地区域内に含まない、現状農地である旨の証明を頂いております。

現地調査は、4月5日佐々木秀一農業委員、小松高義農地利用最適化推進委員、戸田賢隆農地利用最適化推進委員と事務局で実施しております。

本案件は、「第1種農地」ではございますが、住宅の用に供するものであり、集落に接続して設置されるものであることから、農地法施行規則第33条第4号の規定により、農地の転用の不許可の例外に該当するものと考えます。

以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いいたします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件につきまして皆様からご質問等をお受けいたします。ご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

質問がないようですので、お諮りします。「議案第4号」について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長	<p>全員賛成ですので、「議案第4号」については、許可することに決定いたします。</p> <p>日程4、議案第5号「農用地利用集積計画審議について」を上程します。</p> <p>はじめに「整理番号370番」は、議席番号22番 千葉肇委員の関連案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号22番 千葉肇委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは「整理番号370番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページになります。所有権移転になります。「整理番号370番」につきましては、秋田県農業公社から農家が買い入れるものです。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議長	<p>ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号370番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、「整理番号370番」については承認することにいたします。</p> <p>退席されました委員の入場を認めます。</p> <p>(議席番号22番 千葉肇委員 着席)</p>
議長	<p>次に「整理番号403番」は、議席番号4番 佐藤仁委員の関連案件となっておりますので、先程と同様、議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。</p> <p>(議席番号4番 佐藤仁委員 一時退席)</p>
議長	<p>それでは「整理番号403番」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書16ページになります。利用権設定になります。「整理番号403番」につきましては、利用権の再設定となっております。</p> <p>本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第</p>

事務局	3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 403 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 403 番」については承認することといたします。
	退席されました委員の入場を認めます。
	(議席番号 4 番 佐藤仁委員 着席)
議長	次に「整理番号 405 番」は、議席番号 8 番 丹波賢太郎委員の関連案件となっております。先程と同様、議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(議席番号 8 番 丹波賢太郎委員 一時退席)
議長	それでは「整理番号 405 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 16 ページになります。利用権設定になります。「整理番号 405 番」につきましては、利用権の新規設定となっております。
	本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。
	(質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 405 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 405 番」については承認することといたします。
	退席されました委員の入場を認めます。

	(議席番号 8 番 丹波賢太郎委員 着席)
議長	続きまして「整理番号 442 番」は、議席番号 10 番 吉田和儀委員の関連案件となっております。先程と同様、議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。
	(議席番号 10 番 吉田和儀委員 一時退席)
議長	それでは「整理番号 442 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 20 ページになります。利用権設定になります。「整理番号 442 番」につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により、農地中間管理権を取得し、4 月 16 日付で農用地利用集積計画公告により農家に貸し付ける予定となっております。 本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。
議長	事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。  (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号 442 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 442 番」については承認することといたします。 退席されました委員の入場を認めます。  (議席番号 10 番 吉田和儀委員 着席)
議長	次に「整理番号 454 番」は、議席番号 14 番 伊藤亨委員の関連案件となっております。先程と同様、議事参与の制限により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いいたします。  (議席番号 14 番 伊藤亨委員 一時退席)
議長	それでは「整理番号 454 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 22 ページになります。「整理番号 454 番」につきましては、農地中間管理事業により、農地中間管理機構である秋田県農業公社が利用権設定により、農地中間管理権を取得し、4 月 16 日付で農用地利用集積

事務局

計画公告により、農家に貸し付ける予定となっております。

本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですのでお諮りします。「整理番号454番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、「整理番号454番」については承認することといたします。

退席されました委員の入場を認めます。

(議席番号14番 伊藤亨委員 着席)

議長

次に、議事参与案件を除く「整理番号362番」から「整理番号454番」について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、説明いたします。議案書12ページになります。はじめに所有権移転になります。議事参与案件を除く「整理番号362番」から「整理番号369番」の8件につきましては、秋田県農業公社が買い入れるもので、令和3年5月総会以降に農家に売り渡す予定となっております。

続きまして利用権設定です。議案書13ページになります。議事参与案件を除く「整理番号371番」から議案書19ページの「整理番号427番」までの55件につきましては、内訳といたしまして、新規設定が19件、再設定が36件となっております。議事参与案件を除く議案書19ページの「整理番号428番」から議案書22ページの「整理番号453番」までの25件につきましては、農地中間管理事業により農地中間管理機構 秋田県農業公社が、利用権設定により農地中間管理権を取得し、4月16日付けで農用地利用集積計画公告により、農家に貸し付ける予定となっております。相続人代表による設定については、それぞれ必要な人数の同意を得ていることを確認しております。本農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する要件に該当するものと判断します。以上でございます。

議長

事務局からの説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長  
議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与案件を除く「整理番号 362 番」から「整理番号 454 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与案件を除く「整理番号 362 番」から「整理番号 454 番」については、承認することといたします。

以上をもちまして、「議案第 5 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に進達することに決定いたします。

日程 5、議案第 6 号「非農地証明願いに対する証明申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、ご説明いたします。議案書 24 ページになります。申請案件は 1 件です。

雄物川地域局から。申請地は、西部斎場から西へ約 600m 先に位置し、現況は、昭和 46 年に堤防建設のため分筆後、田として管理しておりましたが、耕作不便のため昭和 50 年頃から耕作しておらず、雑木が生い茂り、原野化しております。申請地は堤外地であり、周囲は河川敷となっております。状況を考慮しますと、農地に復元し耕作するのは、困難と判断されます。

現地調査は、3 月 10 日小笠原夏子委員、吉田豊推進委員、佐藤芳美推進委員と事務局で行っております。以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。これより、現地調査されました委員から、補足等ありましたら補足をお願いいたします。

(特になし)

議長

それでは、この件に関しまして皆様からご質問をお受けいたします。ご質問等ございますか。

(13 番 高瀬俊作委員 挙手)

議長

13 番 高瀬俊作委員

13 番

死亡された方の手続きを管理人が行っておりますが、問題はないのでしょうか。つまり、相続してから相続された方が手続きするのが正しいのか、その前に管理人が行っても良いものなのか。

議長

事務局より説明願います。

事務局

ただいまの質問についてお答えいたします。

非農地の証明がされますと、地目が農地から農地以外の用途となり、登記も変わりますけれども、必ずしも所有者が申請して地目変更しなく

事務局	ても、管理人または相続人が申請して、地目を変更できることとなっております。今回の場合、願出人は孫にあたる方になりますが、その確認は以前よりしております。
13 番	願出人は孫ですか。
事務局	はい、そうです。
議長	ほかにご質問等ございませんか。  (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 6 号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。  (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 6 号」については承認することといたします。
議長	日程 6、報告第 2 号「農地の転用事実に関する調査結果について」を上程します。 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明します。報告案件は 4 件です。議案書 27 ページをご覧ください。 「1 番」は横手地域局管内のもので、照会地は横手市境町公民館から北東へ約 500m に位置しております。 土地状況は、申請人の実家で、聞き取りにより昭和 40 年以前から住宅用地として利用されていることから、「宅地」と判断します。 現地調査は、4 月 1 日佐々木由紀子農業委員、佐藤省美農業委員、高橋尚也農業委員と事務局で実施しております。 調査結果は、4 月 7 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は平鹿地域局からのものです。照会地は市立吉田小学校から東へ約 300m のところに位置しております。 土地状況は、昭和 39 年頃に申請者の父が農作業小屋を、昭和 63 年頃に母屋を建築し、現在に至っております。住宅用地として利用されていることから「宅地」と判断します。 現地調査は、4 月 6 日佐藤勇農業委員、飯野正和会長、松井覚推進委員と事務局で実施しております。 調査結果は、4 月 8 日付けで記載のとおり報告しております。 「3 番」は平鹿地域局からのものです。照会地は市立浅舞小学校から南へ約 2 km です。 土地状況は、昭和 30 年頃に申請者の父が農作業小屋を建築し、現在に至っております。農業用施設用地として利用されていることから、「宅

事務局

地」と判断します。

現地調査は、3月15日菅原一太郎農業委員、佐藤勇農業委員、原利和農地利用最適化推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、3月16日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は雄物川地域局からのものです。照会地は市立横手明峰中学校から南西に約2kmです。

土地状況は、平成15年6月19日付けで当時の雄物川町農業委員会事務局あてに、農地法施行規則第29条第1号の規定による届け出がされております。農作業小屋を建築し、農業用施設用地として利用されていることから、「宅地」と判断します。

調査結果は、3月19日吉田和儀農業委員、小笠原夏子農業委員、佐藤芳美農地利用最適化推進委員と事務局で実施しております。

調査結果は、3月22日付けで記載のとおり報告しております。

以上でございます。

議長

事務局のからの報告が終わりました。これより、現地調査をされました委員の方々から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

特にないようですので、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第2号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第2回総会を閉会します。

議長

ご協力ありがとうございました。

(11時1分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和3年4月15日

議 長 飯野 正和

---

署名委員 菅原 一太郎

---

署名委員 佐藤 仁

---